

令和3年3月12日

保護者様

勝浦市立勝浦中学校長 岡安 和彦

感染防止対策の徹底及び発熱時等の対応について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、標記の件につきましては、下記のとおりお願いいたします。

記

- 1 不要不急の外出・移動の自粛への指導をお願いします。
(1) 下校時は寄り道などをせず、速やかに帰宅する。
(2) 感染リスクが高い場所等への不要不急の外出は控える。
(3) 午後8時以降の不要不急の外出・移動は自粛する。
- 2 お子様が自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒、マスクの着用、3密（密接、密集、密閉）の回避等の基本的な感染症対策について、徹底をお願いいたします。
- 3 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登校を控え、必ず学校に連絡するとともに、「4 発熱等の症状がある場合」を参考に、医療機関等へ速やかに相談してください。
(直接、医療機関を受診せず、必ず事前に電話で相談をお願いします)。

＜発熱で受診する場合は、まずは電話で確認＞

- ① まず、日頃通院しているかかりつけの医療機関又は、お住まいの近くの医療機関に電話で相談する。
- ② 相談するところに困った場合は、下記の相談窓口にご連絡してください。
 - ・ 千葉県発熱相談コールセンター（24時間対応）
03-6747-8414
 - ・ 勝浦市役所 市民課 健康管理係（平日8:30～17:15）
0470-73-6614（直通）

- 4 3において、次の＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、すぐに相談してください。

＜相談・受診の目安＞

- 少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。（該当しない場合も相談可）
- ◆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ◆ 基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - ◆ 上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
(症状が続く場合は必ず相談。症状に個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様。)

- 5 お子様や同居の家族が、新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- 6 お子様や同居の家族が、新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- 7 休日等の連絡方法については、下記にお願いいたします。

- 休日、夜間の連絡 市役所 ☎0470(73)1211
- ①日直や当直者が電話に出ますので、下記を例を参考にお伝えください。
 - ②市職員から学校職員へ連絡が入ります。
(例)
「〇年〇組 氏名 〇〇 〇〇」
「次に、連絡内容(症状等)」
「保護者の連絡先電話番号」を伝えて下さい。
 - ③必要に応じて、学校職員から保護者に連絡いたします。